

# 政治倫理委員会

日 時	令和元年 8 月 23 日 (金)	10 時 00 分 開会 11 時 27 分 閉会
場 所	相良庁舎 4 階 会議室 3	
出席議員	(委員長) 14 番 大石和央 (副委員長) 7 番 大井俊彦	
	15 番 鈴木千津子 13 番 中野康子	
	9 番 植田博巳 5 番 平口朋彦	
欠席議員		
その他議員		
事 務 局	局長 植田 勝 次長 原口みよ子 書記 北原大輔	
説明員及び その他議員	4 番 吉田富士雄	
傍聴	12 番 澤田隆弘 10 番 村田博英 4 番 吉田富士雄 3 番 原口康之 2 番 濱崎一輝 1 番 鈴木長馬	

署名 政治倫理委員会委員長 \_\_\_\_\_

---

開会の宣告

○政治倫理委員長（大石和央君）

ただいまから、政治倫理委員会を開催いたします。

---

2 協議事項 (1) 政治倫理委員会開催要求の趣旨について (第2回)

○政治倫理委員長（大石和央君）

報告ということで、まず1点、吉田議員からの開催請求の取り下げということが、文書で提出されていまして、受理をいたしました。

2点目に、太田議長の議会報告文書という資料が提出されましたので、資料配付としておりますので、よろしくお願いたします。

本日は、委員会の第2回目ということでありまして、前回のまとめとしまして、開催要求の趣旨としまして大きくまとめますと、まず1点目に、良知議員が1月17日の議会全員協議会での議長の発言静止命令に従わなかったということ、これが秩序を乱したのではないかという点であります。二つ目には、同議員の一般質問での不穏当発言ということ。

この大きく二つの点で、議員は議会の品位を重んじなければならないとするところから、議会基本条例第12条、議員の政治倫理に抵触しているのではないかということで、当委員会の開催要求をされたという点であります。

この点でよろしければ、ご確認ということでよろしいでしょうかということです。

鈴木千津子委員。

○（鈴木千津子君）

今の委員長のお言葉の中にもありましたけど、この政治倫理委員会署名取り下げ請求という、これ実は今、私、初めて、見たんですけれども。この署名を提出した中に、ここに吉田議員の、本当にそのお名前がここあります。

これは私が全く知らない中で、これ委員長が受けとめたということで。今これ読んでいるんですけれど、頭の中混乱してしまって、これきちっとよく意味も、私、わかりかねているんですけれど。ぜひ、これ吉田議員に、どういう理由で取り下げるのか、わかりかねるんで聞いてみたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○政治倫理委員長（大石和央君）

その点は、皆さんに諮るしかないのですが。皆さん、今、鈴木千津子委員から、本人の説明を受けたいということではなりましたけれども、この件につきまして、いかがでしょうか。

平口委員。

### ○（平口朋彦君）

この取り下げ請求のコピーですね、写しが配付されました。これに関して、以前配付されました開催についての要求です。こちらのほうは署名、捺印されているんです。ただ、この取り下げ請求は、記名、押印なんです。社会通念上、署名、捺印された、例えば契約行為、民法上の署名、捺印された非常に重い公文書を、記名、押印という、それよりグレードの下がるやり方で取り下げようとしているということから見ても、ちょっと余りにも短慮で浅慮じゃないかなと。こういう社会通念上の手続すらも踏んでないという時点で、ちょっと短慮かなと思います。そういう甘い、甘いとは言わないですが、思慮に欠けた請求なのかなと思うと、非常に疑念が拭えません。

もし仮に、これが開催要求である、政治倫理委員会開催要求である5名のうちの5番目の請求者であるとするならば、仮の話ですが、既にもう公務として一回開催されている委員会を中止するという事態も考えられるということを考えれば、この会議がこういう署名取り下げ請求が出てくるということも想定していない、想定外の話とも思いますし、非常にイレギュラーな案件だと思います。

そういうことを思えば、当人に当該事由の説明を求めて、質疑応答を経た後に、しっかりこの委員会が協議をすべきだと思います。今回の事案は、通常なら本当に想定されていない範疇のものだと、私個人としては捉えているので、受理をされたということですが、その取り下げ要求そのものの対応も、ここでしっかり問うべきだと思います。

当該議員、この請求を提出してきた当該議員の説明、質疑応答を求めたいと思います。

### ○政治倫理委員長（大石和央君）

そのほか、ご意見を。

中野委員。

### ○（中野康子君）

私も全くそのとおり、同じ意見ですけど。この政治倫理委員会の委員長宛てに署名、捺印したものは、重いもの。それに対して、今回出されたこれというのは、まさしく記名、押印ですよ。これを事務局がそのまま受け取ったのか、あるいは委員長にご相談したのか、その辺をちょっと聞かせてください。

### ○政治倫理委員長（大石和央君）

私のほうから、答えます。

吉田議員のほうから、8月1日付のこの文書をいただき、取り下げたいという旨の口頭での意見がありました。それから、私が少し預かるという形で預かってきたわけなんですけれども。それで、この取り扱いにつきまして少し考えたというか、いわゆる詳細なルールというものがあるわけではありません。あくまでも、その本人の意思というものがはっきりすれば、これを受理するということから、適正かなという判断のもと、正式に私が本人から、この文書でということを確認したのは8月9日でした。

それをもってしまして、事務局へ上げるということもできたのですけれども、もう一度、私個

人的には考えまして、ルールのない中で、この書面がそのままいいのかどうなのかということを考えましたが、自筆でもなくても公文書という取り扱いのところもありますので、必ず自署でなければならないということでもないなということでもありますので。その点、本人の意思がはっきりしているということであるならば、この文書をそのまま受理をしたほうがよかろうという判断で、このような処理を、事務局とともにさせていただいたというのが経緯であります。

中野委員。

**○（中野康子君）**

それこそ私が思うには、委員長が8月1日に受理をしたと。

**○政治倫理委員長（大石和央君）**

受理じゃない、預かったと。

**○（中野康子君）**

お預かりしたと。その時点で、やはり副委員長に、ご自分が一人でお預かりするじゃなくて、副委員長のほうにご相談をし、やはり何らかの政治倫理委員会のあり方みたいなものを、やっぱりしていただきたかったなと、今になって思いました。私も初めてこれを見て、今、内容的に今ちょこっと読んでいますけれども、びっくりしているような状況です。

もうちょっと早くにわかっていたら、もっとちゃんとした形で読んでおきたかったなというふうに思っていますので、吉田議員からぜひ聞きたいと思っておりますので、それはお願いしたいと思っております。

**○政治倫理委員長（大石和央君）**

それでは、皆さんのほうから、本人からの理由というものの発言を求めたいというご意見でありますので、この場で本人に聞くという方向でよろしいですか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**○政治倫理委員長（大石和央君）**

その前に、私、確かに副委員長のほうに、事前の報告というものをしていなかったという点については、それはおわびをしたいというふうに思います。私のちょっと手続ミスということです。

大井委員。

**○（大井俊彦君）**

この文書の、本人から説明を受ける前にあれなんですけれども、この請求先が明示されていないんですけれども、これについてはどういうふうな取り扱いにしますか。

**○政治倫理委員長（大石和央君）**

先ほども言いましたけれども、本人がこうやって文書で出してきたので、当然どこに提出されているのかというのが明確にわかりましたので、書面というものは今ないわけでありまして、そういった請求書取り下げ書というものがなかったので、一般にそれがわかる、確認できるものであるならば受けつけると、授受するという方向をとらせていただきました。よろしいでしょうか。

それでは、吉田議員のほうからの理由というものを、この場で表明していただくということ、

よろしいですか、この委員会として。求めますか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**○政治倫理委員長（大石和央君）**

よろしいですか。それでは、全員ということでもありますので、この委員会の会場に吉田議員がいらっしゃいますので、この理由についてお願いしたいというふうに思います。

**○（吉田富士雄君）**

それこそ私も政治倫理委員会という、こういうことに本当にこの会が公に開かれて、良知議員と太田議員の問題がこうなることに至るということを、第1回のここで傍聴に来て、わかりました。

議員の仲間内の中でいろいろな問題、以前にあったんですが、本当に良知議員の言ったことも、みんなその場にいたし、わかるし、太田議長がその地域へやったことも違反行為である、不起訴になったからといって、それが罪が消えたわけではありません。

そういうことで、本当に議会の仲間内の中でこういう事態が起こるということは、自分は、あつてはならないと思っています。本当にこの結果というか、これを進めていって、決していい結果が出るとは、私は思っていません。

そういう中で、私は印鑑を押し、署名した中で、こういう事態になるということがわかっていなかったもので、申しわけない、勉強不足で申しわけないが、そういうことで署名をし印を押してちゃんとしましたが、いろいろずっと考えた結果が、今のその文書の内容になっています。

本当に、これ本当に穏便に収めないと、仮に市民の中へ、大きく市民へ知られたら、もう本当に議員が信頼される議会ではなくなってしまうのではないかということで、私は中立になりたいということで、私だけの、みんなを賛同させる気はありません。自分が署名し、印を押したのを取り下げてほしいというのが、今の文書の中です。

以上です。

**○政治倫理委員長（大石和央君）**

大井委員。

**○（大井俊彦君）**

まず、お聞きしますけれども、吉田議員は、この署名、捺印の重さということ、まずどんなふうに感じていますか。

**○政治倫理委員長（大石和央君）**

吉田議員。

**○（吉田富士雄君）**

押した時点では、こういう方向に進んでいくということは想定していませんでした。

**○政治倫理委員長（大石和央君）**

大井委員。

○（大井俊彦君）

吉田議員、これ自分で署名、捺印したんですよ。その辺をまず自覚してもらいたいということ。それから、ここに署名、捺印したということは、この政治倫理規定のどこに抵触して、どういふふうな考えをもって署名、捺印したのか、まずそのことについてお願いします。

○政治倫理委員長（大石和央君）

吉田議員。

○（吉田富士雄君）

それこそ署名、捺印ということについては、私も鈴木議員のほうからも電話がありまして、そのときは道場で将棋しておりました。そのとき、そういう問題を以前から知っておりましたし、自分も良知議員の発言というの、余りよくないなどは感じていましたので、鈴木議員からもそういうことの中で捺印してくださいということで、将棋道場で印鑑を持って電話して、将棋をやっていたものだから、そこの場で押しました。

○政治倫理委員長（大石和央君）

大井委員。

○（大井俊彦君）

そういうことを聞いているんじゃないかと、あなたが、この要求書ですね、署名、捺印をみずからしているということは、この政治倫理規定のどこに抵触していたということを判断して、署名、捺印したんですか、そこを聞いているんです。

この政治倫理規定のどこに抵触すると判断して、署名、捺印したのか伺っているのです。

○政治倫理委員長（大石和央君）

吉田議員。

○（吉田富士雄君）

それこそ、この文書も倫理委員会の文書も読んだ上で、署名のほうもしました。それで、この中の文章を全部当てはめて読んでいって、この文章を当てはめて、あの良知議員の言ったことと、これ文書を照らし合わせていっても、その中で良知議員が言ったことが、前のほうの規定の中ではちょっと当てはまるのですが、この倫理の委員会のこの規定の中では、良知議員が言ったのには、当てはまる文言というところがありません。

言っている意味がわからない。

良知議員が、その議会の中で太田議員のところへ質問した中で、この倫理規定と照らし合わせていったとき、その違反する条が確実にこうだということがわかりません。もしあるならば、それも説明していただきたいと思います。

○政治倫理委員長（大石和央君）

大井委員。

○（大井俊彦君）

吉田議員が、今何を言おうとしているのか、よくわからないんですけども、吉田議員が、くどいようですけども、ここに署名、押印したということは、この政治倫理規定のどこかに抵触したからという判断で押印したんじゃないですか。最後にします。

○政治倫理委員長（大石和央君）

吉田議員。

○（吉田富士雄君）

そういうことはありません。

○政治倫理委員長（大石和央君）

平口委員。

○（平口朋彦君）

委員長、今のは大問題の発言ではないですか。署名、捺印を非常に軽々しく、自分の責において捺印したということを、今否定しましたね。非常に大問題な、議員としての見識を疑われる大問題の発言だと思います。

○（吉田富士雄君）

ちょっと待ってください。どう言っている、意味がちょっと、自分わからないんです。

○政治倫理委員長（大石和央君）

吉田議員、待ってください。

よろしいですか、それでは。

平口委員。

○（平口朋彦君）

今し方の大井委員からの吉田議員への質疑において、署名、捺印をしたその経緯、どこの部分をもって署名、捺印をしたのかという質疑が出ました。それに対して、署名、捺印した理由が政治倫理規定にありませんと言ったのは、署名、捺印という行為自体を否定したということになります。議員の署名、捺印を、明らかに軽んじている、もしくは署名、捺印の意味を理解していないという問題的な発言だと、私は思います。

○政治倫理委員長（大石和央君）

吉田議員。

○（吉田富士雄君）

私としては、今はっきり言いますと、こういう問題が起きたこと自体が、政治倫理委員会ということ自体を、起きたことが本当にいいことではない、それにも書いてあるように、市民のためになることではない、そういうことで私は押しました。この印鑑を押したことについて、外してくださいという、中立になりたいということで署名、捺印の取り下げを請求いたしました。それが私の全てです。

この委員会をやめてくださいということじゃないです。

**○政治倫理委員長（大石和央君）**

吉田議員。

**○（吉田富士雄君）**

私は、この委員会を全部取りやめてくださいということではなくて、私個人だけを、印鑑を押したんですが、押したことがこういうことになることとは、こういうように進んでいくとは思わないから、私は印を押したことを取り下げてくださいという意味の、それは署名です、請求です。

**○政治倫理委員長（大石和央君）**

平口委員。

**○（平口朋彦君）**

非常に先ほどから問題発言を繰り返して、もう今の発言自体が、倫理にもとると、私自身は思いますが。そのことを理解されていないようなので、順に一つずつお聞きをしていきたいと思えます。

まず、市民のためになっているのでしょうか、これを1番目の理由に挙げてらっしゃいます。政治倫理にのっとり、

**○政治倫理委員長（大石和央君）**

少し待ってください。この場は、今、取り下げについて議論することではないというふうに私は思っているんです。そもそも連名で出された人たちの中で、きちんとこれを当初確認した上で、そしてこの請求を出された方々の中できちんと意見を聞くという中でやって、本来やるべきものではなかったかなというふうに、私は思えます。

まさに今、取り下げについて、この政治倫理委員会で協議をするということではないのではないかとこのように思っております。

〔「異議あり」と言う者あり〕

**○政治倫理委員長（大石和央君）**

平口委員。

**○（平口朋彦君）**

先ほども申しました、吉田議員に臨席賜って説明を求め、また質疑応答を経て、協議をしていくべきだ。なぜか、これは委員会にとって想定外の事案だと思うからであります。取り下げについても協議すべきだと、私は思えます。

**○政治倫理委員長（大石和央君）**

わかりました。そういうことでよろしいですか、皆さん。委員の皆さんがそれを承知することであるならば、本日のこの会議を閉会といたしまして、次回、吉田議員からの、この取り下げについて議題としていきたいというふうに思えます。

**○（平口朋彦君）**

議事進行に対する発言を求めます。

**○政治倫理委員長（大石和央君）**

平口委員。

**○（平口朋彦君）**

本日、閉会する合理的根拠をお示してください。

**○政治倫理委員長（大石和央君）**

本来、予定をしていました、事実認定と審査要件の適否についての協議を図ろうということで議題として上げております。こうした中で、別の案件ということになりますので、改めて、この委員会を開催したいということでもあります。

平口委員。

**○（平口朋彦君）**

では、本来想定していなかった、吉田議員に出席を求めて、説明を求めて質疑まで応じていただくというのは、予定していなかったということであるのでしたら、それは次回というのは、まだうなずけます。このまま閉会、本日、協議事項、事件として上げているものまで先送りにする必要はないと思います。

**○政治倫理委員長（大石和央君）**

植田委員。

**○（植田博巳君）**

今協議している内容が、取り下げ請求に対しての、逆に言うと承認するのかもしれないのかというお話でよろしいですか。

そういった中で、今、連名でこちらのほうに開催要請が出ているという中のお一方が、それを撤回したいという内容になるかと思えますけれども、この連名でされた皆さんが、今、初めてこの場で、見ていない方もいらっしゃるんだと思うんです。この連名の全員がこの文書。我々は、今見ただけですから、そういった中で、連名で出された方々と、一度こういうような同じ心をもって開催請求したのであるもので、一度協議というか、そこら辺で話とか、了解を得る必要があるのかなと思うんですけど、それはいかがでしょうか。

ちょっと私もわかりませんので、ちょっとお伺いしているんですけども。

こういう申請を出すときに、1名でとか、2名で、1名だったらいいんでしょうけれども、数名の方が同じ気持ちをもって判こを押しているということですので、それを確認しなくて、よろしいですかね。

**○政治倫理委員長（大石和央君）**

何の確認ですか。

植田委員。

**○（植田博巳君）**

確認というのは、この連名されている方々、個人個人なので、確認する必要はありませんよと。ただ、名前が連名になっているだけだから確認する必要がないのか、それともこの中の1名なの

で、全員が合意して判こを押しているという意味合いでとれば、ほかの方々にも、当然こういった形でご本人が説明する必要があるのかなと思ってまして、その辺はいかがですか。

ちょっと僕も、こういうケースというのはあったことないので、よくわからないんですけども。

**○政治倫理委員長（大石和央君）**

このままいけば時間をとってしまいますので、これで終わってしまうので。

ちょっと整理しますけれども、取り下げについて、これが妥当ではないというふうに考えるのか。そうであるならば、別のところでやはり妥当でないかどうかという議論をしなければならないのかなというふうに思っております。

これが妥当とするということであれば、今回、協議事項ということを上げていますけれども、この議題に入っていきたいというふうに思っていますけれども。

改めて、皆さんにお諮りをいたします。

中野委員。

**○（中野康子君）**

それこそ、それじゃあ何のために、きょうこれを出したんですか。協議事項にこれが入るなら、協議事項に入れておけばいいじゃないですか。何のためにこれ出したんですか。突然これがあったって、本当におかしいですよ、順序として。副委員長にも相談もしていない、ご自分が持っていた、そして事務局が受けたのが8月21日、それで本日って、それなら協議事項に十分入れるべきですよ、おかしいですよ。

**○政治倫理委員長（大石和央君）**

これは、あくまでも連名で出されております。連名の方々の中で、本来ならば一つ事前の話し合いというものがあるべきかなというふうに、そういう意味で言ったらば、思います。

当人からの申し出というか取り下げでありましたので、書面でありましたので、これは先ほども言いましたけれども、意思というものを尊重いたしました。受理をしたということでもあります。

ここにこれを諮るという、この取り下げをこの会議で協議をするということではないのではないかなというふうに思います。それは政治倫理の、今開催されている趣旨と違うのではないかなというふうに、私は思っております。

平口委員。

**○（平口朋彦君）**

今の委員長の考えはわかりました。つまり、最初からの協議事項には入れないけれども、今ここで妥当かどうかというものを、新たに協議事項のうちの一つとして設定したという考えで、認識でよろしいですか、まずそこをお聞かせください。

**○政治倫理委員長（大石和央君）**

取り下げについて妥当かどうかという判断ということ、協議する場ではないかなというふうに思います。

平口委員。

**○（平口朋彦君）**

この取り下げの文書自体が、この政治倫理委員会で協議すべきものなのかどうか、その妥当性というものは疑わしいよという委員長のご発言でした。ですが、この政治倫理委員会のこれから行っていく協議に対して、非常に支配的とは言いませんが、非常に大きな影響力を持つ事案だと私は思います。妥当かどうか、これを取り下げるべきかどうか、いろいろな口述の言い方はあるかもしれませんが、まずはこれの真意を問いましょうということで、先ほど出席というか、臨席をお願いして、それは委員長もお認めになったと思います。

これが政治倫理委員会、今回の開催要求に合わせてすべき協議事項でないことは、十分に理解はしておりますが、審議に入るか入らないか、また政治倫理委員会がこのことを別問題として置いておくには、余りにも影響が大きいのではないかとということで、このことは別立てでもいいので諮るべきです。協議事項として入れるべきだと、私は考えます。

**○政治倫理委員長（大石和央君）**

大井委員。

**○（大井俊彦君）**

少なくとも、この9名の方が署名、押印をして、要求をされたわけですね。その要求書が一人抜きたいということになると、その要求書自体に変更が生じたということになると思います。ということは、この要求によって、この政治倫理委員会が開催されておるわけでございますので、この要求書に変更があった場合については、その変更についても協議するというのは当然だと、私は思っています。

**○政治倫理委員長（大石和央君）**

その点につきましては、変更は本人の意思で、あくまでも取り下げることですので、要件等々は一切変わらない、趣旨は変わらないわけですので、その辺に関しては、今後も協議、この場で協議が続けられるということ是可以するというふうに理解しております。

大井委員。

**○（大井俊彦君）**

要求される議員が変更になったということは、やっぱりそれは要求に当たって変更が生じたということは、それはこの倫理委員会を開催するに当たっては、その変更の生じた部分については協議するべきだと私は思います。くどいようですけど。

**○政治倫理委員長（大石和央君）**

どのような協議をするんですか。

大井委員。

**○（大井俊彦君）**

私は、先ほど中野委員が言われたように、この協議事項の中には入れるべきだと思います。

○政治倫理委員長（大石和央君）

ですから、どのような協議をするんですか。

大井委員。

○（大井俊彦君）

妥当かどうか。

○政治倫理委員長（大石和央君）

妥当性ですか。

大井委員。

○（大井俊彦君）

そうです。

○政治倫理委員長（大石和央君）

取り下げることが妥当かどうかという協議ですか。

大井委員。

○（大井俊彦君）

そうです。

○政治倫理委員長（大石和央君）

皆さんも、そういうお考えですか。

平口委員。

○（平口朋彦君）

問題視するうちの一つ、細かな話になるんですが、この理由を述べられて、取り下げを請求されております。この理由を、このまま政治倫理委員会が受理したら、こういったご意見が政治倫理委員会以外からもたらされたという影響はあるんです。これが全く影響を及ぼさないわけではないと思うんです。一旦、署名、捺印したのから一人が抜けた、これを今、この政治倫理委員会は公開の会議ですから、市民皆さんは、その真意というものも知りたいでしょうし、市民皆さんからの見られ方も変わってくると思うんです。そういった意味では、影響がありますよ。

だからこそ、この取り下げ請求を本当に受理してしまうことが、委員長は受理されたということですが、政治倫理委員会として受理したことすらも正当であったかどうかというものは、協議すべきだという話に、今なっているのだと私は理解をしております。

○政治倫理委員長（大石和央君）

鈴木千津子委員。

○（鈴木千津子君）

まさに私も、平口委員と同様の考え方をもちました。まず、私が本当にこの署名を上げるに当たっては、きちんとこの文面を読んでいただきました。そして皆さんから、本当にこのようなことがあっていいの、そして傍聴にいらした方たちがあれだけの意見をくれた、そういったことを私に何回も言ってきたのは、吉田議員でありましたし、本当にこれからのために、信頼される

議会のために、信頼される議員であるがために、こういったことは許されてはいけないんじゃないのかということ、私に何回も言ってきたのも吉田議員でありましたし、そこから基本的に、じゃあ皆さん同じ意見でということで、この文書になりました。

この文書に皆さんに署名いただくに当たっては、きちんとこの文書を読んでもらった上で、きちんとこれに署名していただいております。決して強制したわけでも、無理強いをしたわけでもありません。しっかり先ほどから、何かしら吉田議員の言い方をそのまま認められてしまうということは、私は本当にこれ、このしっかり出したこの文章すらも本当に否定されるのかと思うと、本当に不安を今感じています。

そして、この政治倫理委員会、先ほどから委員長は、この規定どおりの用紙でなくても、様式の規定がないから、こうした用紙であっても受けつけますということでした。

でも、本来は、きちんと確認した上で、せめて副委員長なり何なり諮るなり、その上で、私はやはり受けるべきではなかったのかなと思っています。

しかも、この政治倫理委員会は、きょう初めてではありません、2回目なんです。そうしたことも、ぜひ酌んでいただいて、ぜひこの政治倫理委員会、この委員、皆様にきちっと諮っていただきたいと思います。ご自身だけで受けることだけじゃなくて、これからのためにもきちんと諮るべきだと、私は思っています。

#### ○政治倫理委員長（大石和央君）

取り下げについて妥当性を問いたいということですかね。

鈴木委員。

#### ○（鈴木千津子君）

問いたいです。

#### ○政治倫理委員長（大石和央君）

ほかに。

植田委員。

#### ○（植田博巳君）

今回、第2回目の政治倫理委員会の開催ということなだけけれども、実際、開催内容は、この請求の内容に沿った形で協議がされる、それが今回のこの倫理委員会の協議内容だと思います。今、話題になっているのが、吉田議員からの取り下げ請求。要は、申請者の一人が、その中から取り下げたいよという内容ですので、先ほども申しあげましたけれども、この政治倫理委員会の内容、協議する内容とは別の内容、もう申請者というところで取り下げたいというんですから、協議内容とは別の話なのかなというふうに考えます、現実には。

ただ、今皆さんおっしゃっているように、申請者がこういう形で取り下げしたので、この場で審議したほうがいいよというお話も出ていますけれども、その辺の事務的、この倫理委員会としての内容、協議すべきこと、目的、課題に対して、それが妥当性があるかどうかということ、ちょっとお伺いしたいなと思います。

**○政治倫理委員長（大石和央君）**

といいますと、この取り下げについて、協議事項としては不適切というような判断でしょうか。植田委員。

**○（植田博巳君）**

倫理規定からいきますと、この委員会の形からいきますと、やる議題について、請求があったこの案件についてやるべきなのが倫理委員会だというふうに理解しておりますので、この請求について、ここで協議するというような規定内容ではないんじゃないかなというふうに思います。

皆さんがおっしゃっているように、この内容について問題があるし、一回捺印したものに対して取り下げするのはいかなものかというふうなお話ですけれども、その内容というのが、その倫理委員会では本協議事項なのかどうか、ではないんじゃないかなというふうに考えますけど、その辺はちょっと私も初めてのケースですので、規定としてどうなんですかということなんです。

**○政治倫理委員長（大石和央君）**

大井委員。

**○（大井俊彦君）**

規定の第5条に、委員会の所掌事項ということがございますけれども、その第2号に、この規定に係る重要事項の審議というのが含まれておりますので、第7条のこの委員会の開催請求等々にかかわる、この要求書の変更については、この第5条第2号に、私はあたっているかなというふうに思いますので、協議をすることは可能かなというふうに思います。

**○政治倫理委員長（大石和央君）**

平口委員。

**○（平口朋彦君）**

今まで私が協議事項に上げるべきではないか、妥当性、正当性をしっかりと精査するべきではないかということに対して、今、植田委員のほうからあくまでも事務处理的にそれが正当であるかということの問いだと思います。確かに、それはきっちり確認をして進めていく、事務上必要だと思います。あくまでも最初に申しましたように、想定外の非常にイレギュラーなケースだと思われるので、事務局の見解というものをもち、ここは進めていくべきではないかなと思います。

ただ、私は、先ほど大井委員がおっしゃったように、重要な審議だと思います。何をおいても、このことがこれからの政治倫理委員会の協議に及ぼす影響は大きいということから見ても、非常に重要なことだと感じております。

**○政治倫理委員長（大石和央君）**

事務局、答えられますか。

事務局長。

**○事務局長（植田 勝君）**

この政治倫理規定なのですが、例えば取り下げの要求であるとか、請求が出た場合の取り扱い

というのが決められておりません。細かい部分というのが規定の中にはないものですから、そうした場合には、やはりこの委員会の中で協議をして決定するべきだと、事務局的にはそう思います。

したがいまして、協議が必要ですよということで委員会の中が決まったら、案件に追加してやっていくべきかなと、事務局的にはそういうふうに思います。

以上です。

#### ○政治倫理委員長（大石和央君）

そうだというふうに思っていましたので、今、その確認というか、いうことを一人一人にお聞きをしているところであります。

植田委員を除いては、これを取り扱っていくというようなご意見かなというふうに判断をいたしました。

植田委員。

#### ○（植田博巳君）

今、事務局のほうからご答弁あった内容でございましたら、そういった事務的な事務局の判断とか解釈というのですか、その方向性でいけばいいのかなというふうに思います。

#### ○政治倫理委員長（大石和央君）

そうしましたらば、取り下げについての、これを協議事項ということで上げていきたいというふうに思っております。

特に、ここが、ある意味結論が出されないと、次に入っていけないという状況かなというふうに判断をいたしましたので、引き続き、吉田議員がおられますので、取り下げを議題として、ただいまから行っていきたいというふうに思っております。

吉田議員は、もう少し前へ出てきてください。

それでは、引き続きまして、吉田議員からの取り下げについての協議、妥当性というかの協議を行っていきたいというふうに思いますので、発言がありましたら、お願いします。

平口委員。

#### ○（平口朋彦君）

取り下げ請求の理由を1から6まで、ここに記述されております。この理由一つ一つに対して、この言外ににじむ思いというものもあるかと思えます。また、この理由一つ一つに、我々が正当な理由であると認められない場合は、それは私も一委員の意見として言わせていただきたいと思えます。

まず、1番目から順に質問をさせてください。「この件に対して、倫理委員会が市民の為になっているのでしょうか」という委員会に対しての問いかけをされております。私個人の見解ですが、政治倫理にのっとり、議員が政治活動または議会活動に臨んでいるかをチェックすることは、市民のためになっていると私は思います。

また、市民から寄せられた皆様の声をお聞かせくださいという投書ですね、投書というかご意見、意見箱に入れられたご意見の中には、良知議員の質問は特定の候補者への誹謗中傷ともとれ

る内容であった。きょうの質問について全員協議会などで問題にさせていただきたいと、市民からの要請があります。これに議会が、また委員会が答えるのは、市民のためになっていると思いますが、今の私個人の見解を聞いても、なお市民のためになっていないと考えられますか。まずはそこ、一つ目からお答えください。

**○政治倫理委員長（大石和央君）**

吉田議員。

**○（吉田富士雄君）**

一番初めの、本当にこれが市民のためになっているのでしょうかという第1問目、皆さんはなっていると思いますか。質問です、逆に。

**○政治倫理委員長（大石和央君）**

平口委員。

**○（平口朋彦君）**

あくまでも一個人の意見ではありますがと前置きをした上で、なっていますと、今私の見解は示したつもりですが。

**○政治倫理委員長（大石和央君）**

吉田議員。

**○（吉田富士雄君）**

平口委員でなくて、皆さんは、そう思っておりますかということを行っているのです。

**○政治倫理委員長（大石和央君）**

中野委員。

**○（中野康子君）**

なると思います。

**○政治倫理委員長（大石和央君）**

大井委員。

**○（大井俊彦君）**

私はなっていると思います。

**○政治倫理委員長（大石和央君）**

吉田委員。

**○（吉田富士雄君）**

わかりました。

**○政治倫理委員長（大石和央君）**

平口委員。

**○（平口朋彦君）**

わかりましたということがあった、そういう言質があったので、この1については、根拠として乏しいと考えられたのかなと思います。

次に、2について。2については非常に長く記述されておりますが、「喧嘩両成敗と私は思います」というふうに理由に挙げられておりました。これに関しては、片やこの時点では、あくまでも公職選挙法が疑われるという疑惑です。いま一方は、明確な議長に付与されている権限です、議事統理権、または秩序保持権というものを明確にルール違反している状態です。

一方が疑惑、一方が明確なルール違反、これを喧嘩両成敗とするのは民主的ではないと私は思います。その辺に関しては、どう思われますか。

#### ○政治倫理委員長（大石和央君）

吉田議員。

#### ○（吉田富士雄君）

本来、今回の問題については、それこそ県議会選挙があって、その中で太田議員が地域の神寄区へ、そういう文書を流したというような感じで、本人から聞いたら、そうじゃなくて、区長さんが流したというような感じも聞いておりますが、それについて、良知議員は職業が以前は署長までやった警察官であるし、本来から見れば、それは選挙違反なんじゃないかということは、明らかに政治的に、違反についても述べられているし、良知議員の言っていることも一理あるなど、私は思っています。

一番原因をつくったことについては、やっぱり太田議長が、そこへ市長という名前も出したりして、その部落へ流したことが一番初めの原因であって、良知さんにしてみれば、警察だったというところで、これは違反じゃないかというのをとがめたことについては、良知議員本人としてみれば、元警察官でもあるし、当然なことであって、今、この中でそれをどっちが悪いだ、こっちが悪いだというのじゃなくて、二人のほうに相互に問題があったことだし、種をまいたのが、太田さんが最初で、チラシを配ったことについてであるし、二人に問題があるものだから、喧嘩は両成敗、そこで二人でがたがたやったところで、良知さんにも言い分がある、太田さんにも言い分があるし、そこら辺を、私は喧嘩両成敗じゃないかっていうことを書きました。

#### ○政治倫理委員長（大石和央君）

平口委員。

#### ○（平口朋彦君）

あくまでも、良知議員の出自、今までの経歴というものが捜査機関たる元警察官というのわかります。ただ、あくまでも捜査機関であって、司法機関ではないんです。司直の機関ではない、つまり疑わしいというだけで、これを問題視されて、その疑わしいですよということを問題視して発言して、議会に提起する、ここまではよかったですと思います。おっしゃるとおりだと思います。

ただ、自分なりのあくまでも主観的な疑念だけで、主観的にこれを言うことは正義だという疑念だけで、ルールを破っていいわけはありませんよね。問題が個々にあるのはわかります。問題が個々にある状態で、両方ともルールを破ってなかったら問題なかったんです。

ただ、今回、義憤にかられてルールを破ったということが、政治倫理に規定している品位の保持がなされていないんじゃないかということで、今議題にしておりますから、喧嘩両成敗というの

は、両方とも過失はあったかもしれない、ただルールも破ってないよねというときにこそ適用される。もしくは、両方ともルールを破っているというときにこそ適用される場合であって、ウエートが違う場合に喧嘩両成敗を当てはめるのは、私はおかしいと思います。それについては、どう思いますか。

**○政治倫理委員長（大石和央君）**

吉田議員。

**○（吉田富士雄君）**

今言ったことについては、私は、そういう考え方で文書に書いたので、私の気持ちは、そのとおりであります。

**○政治倫理委員長（大石和央君）**

平口委員。

**○（平口朋彦君）**

気持ちではなくて、社会通念上の話をさせていただいていると思っております。その社会通念上の片方に非があった。片方に、結果として公職選挙法違反ではないという司直の判断が出たにもかかわらず、この時点では出ていませんが、片方に明確なルール違反があり、片方は疑念どまりであるのにもかかわらず、気持ちだけで両成敗をするということは、見識不足だと私は思いました。

次に、3番目です。「全協の中で、収めておけば、この様なことにならなかったのではないかと思います。この件に対して矛盾をかんじています」というふうに理由を3番目で述べられております。議員たるもの、当然、品位の保持をしなければいけないというのは、地方自治法でうたわれております。一般質問においては、この品位の保持が保たれるであろうと、この一般質問を許可した側が、品位の保持は当然議員が遵法意識を持って、品位は保持されるだろうと思って許可をしたのだと思います。

これを逆に、ルール違反を犯しそうだなどという、その疑惑だけで一般質問をとめるというのは、議員の発言という大きな権利を阻害しかねないと思うんです。そういった意味では、確かに、ルールを犯すのではないかという懸念は、そのときには感じられたと思います。ですが、それをもって、懸念のみをもって、一般質問という大きな権能を阻害することはできなかった。もう結果論ではありますが、これについても矛盾はないと私は感じます。

**○政治倫理委員長（大石和央君）**

吉田議員。

**○（吉田富士雄君）**

一般質問を、市民の皆様の声というのは、そこへ書かれておりますが、議場で良知識議員が一般質問をああい文書で質問しなかったら、そういう今の皆さんの声でああい批判されるようなことを書かれていなかったんじゃないかというのが、自分の考えで、許可したところにも、ちょっと矛盾があるんじゃないかなって、自分は感じていました。

以上です。

**○政治倫理委員長（大石和央君）**

平口委員。

**○（平口朋彦君）**

感じていましたということであるのであれば、私が今示した、本来的矛盾は、問題、懸念はあったとしても、一般質問という大きな権能を果たさせるということを重ねたということには、今はもう矛盾は感じていないということでもいいですか。

**○政治倫理委員長（大石和央君）**

吉田議員。

**○（吉田富士雄君）**

矛盾を感じています。

**○政治倫理委員長（大石和央君）**

平口委員。

**○（平口朋彦君）**

水かけ論になるので、次へ行きます。4番目、「この様な事に係わり考えて行く事は、これ以上、私としては、出来かねません」というものを、四つ目の理由に挙げられております。議論すべきことが山積みなのは、同意をいたします。がしかし、議会内の問題に大きいも小さいもありません。現に問題視されている本事案にかかわり、考えていくことができかねるとするのは、議員の職責を放棄することになるのではないかと思います。この理由こそ非常に問題があると、私は考えますが。議員の職責の放棄ではないですか、この考え方は。

**○政治倫理委員長（大石和央君）**

吉田議員。

**○（吉田富士雄君）**

そういうことじゃなくて、ほかにも、今言うように、やることが、こういうことをやっていることよりも、もっといろいろな問題が山積みになって、今の地域での議会報告会でもいろんな質問が出たりしているのを、そういうことを議論するならばいいんですが、こういう今言うように、二人の議員のことを取り上げて言うよりも、ほかにもっと市民の意味のあることをやるほうが筋じゃないかというのは、自分が感じているもので、そのようなことを書きました。

**○政治倫理委員長（大石和央君）**

平口委員。

**○（平口朋彦君）**

ほかにやるのがたくさんあると、やればいいだけの話です。これもやればいいだけの話で。ほかにやるのがたくさんあることを、このことをやることによって阻害することはありません。議員が従事しているこの職責の中で、ほかにやらねばならない議会報告会、今挙げられましたね。それ以外にもいろいろあると思います。そういうこともやって、並行にやるのが不可能なわけ

ではありません。

**○政治倫理委員長（大石和央君）**

吉田議員。

**○（吉田富士雄君）**

じゃあ、そういうことを、また定義してください。

**○政治倫理委員長（大石和央君）**

平口委員。

**○（平口朋彦君）**

5問目、「市民から理解されるとは思われませんので、中立の立場でいたい」というふうに、5番目、理由にされておりました。市民から現に、この議会だけで問題視をしているのではなくて、先ほども言いました、市民から現に寄せられた生の声があります。これに対してしっかり答えを出さないといけないと、私は思います。もちろん、この先、報酬とかそういう協議がどうまとまっていくかは、もちろん未知数です。しかし、それも合わせて、全ては議会で起こっていること、議会に出した結論、議会が今現在進行形で行っていること全ては、議会は市民に対して説明責任を、その都度その都度果たしていかないとならないと思います。それを市民から理解されるかどうかかわからないから自分は抜けるというのは、余りにも不見識過ぎると思いますが、その辺に関してはどう思いますか。

**○政治倫理委員長（大石和央君）**

吉田議員。

**○（吉田富士雄君）**

今、全て言っている内容は、さっき言ったような、矛盾を感じているので、これにかかわって、実際、これを自分で考えると、夜も本当に寝られないような状態です。目が開くと、もう2時間、3時間こんなふうであって、もしかこういうことが新聞紙上で掲載されて、牧之原市議会がこうですよということが世間に知れたら、どうなってしまうのかというのが自分の心配事で、夜も寝られないようなそういう状況でずっときました、だから、そういうことを考えて、それが正しくないか、悪いのかわからないけど、自分自身も、そういう夜も睡眠をとれない、思い出すととれないものだから中立になりたいというのが自分の意思で、大きなことかもしれないけど、個人としては、健康にいいわけないし、もう本当にこのことを考えること自体、抜きたいなというのが、自分自身の考えです。

以上です。

**○政治倫理委員長（大石和央君）**

平口委員。

**○（平口朋彦君）**

夜も寝られないから、この問題から自分は抜きたいというのは、余りにも無責任過ぎます。牧之原市議会のことで、16人全体の問題とも読み解けます。それに関して、自分は健康上の理由か

ら、夜寝られないから、このことに関しては全くノータッチ。16人というのは、牧之原市民の代表の16人です。4万6,000人を代表して16人しかいない、その中のうちの16人の協議に入りたくない、余りにも。

**○（吉田富士雄君）**

ちょっと待ってください。そういう平口議員の。

**○政治倫理委員長（大石和央君）**

待ってください。

まず、平口委員。

**○（平口朋彦君）**

私は、ちゃんと手を挙げて発言をさせていただいております。今、議事統理をしていただきました。発言が終わるまで発言を控えていただきたいと思います。

余りにも不見識だと思います。この自分が中立の立場にいるから抜きたいという考え方が、正当だと思われませんか、どうですか。

**○政治倫理委員長（大石和央君）**

吉田議員。

**○（吉田富士雄君）**

そういう、ちょっと考え方が自分と違うように思います、平口委員と。今言うように、今こうやって議論をしていることすら、ほかにもっとやるべきことがあるじゃないかというのが、自分の意見です。

健康面というのは、そういつてこういう発端から考えていくと、この県議会議員選挙におかれては、発端からいくと、いろいろな、それを考えると、私にとってみると、その前の市長選挙のときからの問題をずっと引きずってきています。それは言わないんだけど、選挙が終わって、こういう問題を引きずっていつまでもやっていても、いい結果は出ないというのが自分の考えです。

決して、これが市民のためになってするということでは、私はないと思いますので、もっと市民のためになることを議論したほうがいいじゃないかというのが、私の考えです。

以上です。

**○政治倫理委員長（大石和央君）**

平口委員。

**○（平口朋彦君）**

論点のすりかえをされて、私の質疑に答えていただけてないと思います。議員として、16人しかいない議員のうちの一員として、この問題から抜けるということは、議員の職責を放棄したことになりませんかと私は問いかけをしています、それについては、どうお答えしますか。

**○政治倫理委員長（大石和央君）**

吉田議員。

○（吉田富士雄君）

私は思っていない。もっと議論するべきことをしていきたいと思っています。

○政治倫理委員長（大石和央君）

平口委員。

○（平口朋彦君）

今まで、るる質疑に対して回答をいただきましたが、どれもこれも、余りにも合理性に欠ける回答であったと思わざるを得ません。1から5を統理して、総括して、6で書面取り下げをお願いしますと書かれておりますが、この1から5までの理由が、到底納得しかねる理由、お答えだったと私は思います。

○政治倫理委員長（大石和央君）

ほかに。

鈴木千津子委員。

○（鈴木千津子君）

これまでの、今までの吉田議員のやりとりを聞いて、私も、とても納得できる内容ではありません。

一つだけ答えていただきたいものがあります。それは、吉田議員は、私のところに、最初に本当にこの市民のこの声を、またこれはこれをコピーして持っていった。本当にこれに対して、こういうことは一番市民にとって大事なことだよねと言ってきました。そして、なおかつ良知議員のように、市長報告の中でああいうふうに言ったりすること、また一般質問でも市民から不安やああいった声が出るようなああいったことは、本来はよくないよねって、何でもありの議会になったじゃ困るから、議会運営の秩序立った、議会運営にじゃあしていかなきゃいけないと思うんですかと言ったら、全くそのとおりだ、しっかりとした今までどおりのような議会を取り戻すことが市民のためだよねって、そう言って吉田さんは来ました。そして、7月に開かれたこの倫理委員会で傍聴もいたしました。その後、どうしてこのように変わられたのか、私、いまだに理解に苦しむんですけど。ぜひ、そこらを。

○政治倫理委員長（大石和央君）

吉田議員。

○（吉田富士雄君）

私は、この前の第1回のこの倫理委員会を傍聴して、このことを考えました。今言うように、じゃあ良知議員を責めてどうするのって。今言うように、良知議員も、こういう問題を、今控室に書いてある市民からの声のことも、承知して見ていると思います。良知議員もしっかりと。見て反省しているか、それはわからないんですが、どういう気持ちでいるのかわかりませんが、反省していると私は思っていますし、これ以上、良知議員を追求しても、良知さんの意志はかたいと思います。どう思っているかわからないが、何を言っているのか分からないと思うかもしれない、はっきり余り言いたくないから言いませんが、これ以上お互いの、先ほど言ったように喧嘩

両成敗だというのもおかしいかもしれないが、追及していい結果は、この市議会において出てこないじゃないかなと思います。

こういった問題を、今後あるかないかは、それはわかりませんが、十分みんなも反省している、承知していると思うので、こういうことを二度と起こさないためには、これは必要だと思うが、これ以上突っ込んで良知さんを責めたところで、この議会がいいほうへ向かうとは、私は思っていません。これが全てのことです。いいほうへは向かわない。

#### ○政治倫理委員長（大石和央君）

吉田議員、別に良知議員というような形で責めるというような委員会ではないので、くれぐれもそのところは、そういう言葉遣いはやめていただきたいというふうに思います。

#### ○（吉田富士雄君）

すみません。それこそ本当に、こういう問題は、今、千津子さん、私も本当に、問題はおかしいなと言って、広報委員会でも、そうやって言いましたし、いろいろなことがあって、一つはうまくは言えないけど、今になってみると、いい結果にならないんじゃないかというのが、私の結論です。

だから私は、ひきょうかもしれないけど、そこにかかわってやって、話をしていきたいくないというのが、私の心情です。議会とか、そうやって皆の16人のと言われると、そうじゃないかもしれないけど、自分自身の考え方でいくと、このことについては本当にこれ以上かかわって、印も押して署名もしているんですが、自分の気持ちでは皆さんにお願いして署名したことは反省していますので、抜かせてくださいというのが私の気持ちです。

以上です。これから、みんなから突っ込まれても、そうやってこれからずっと言いますので、これ以上、私のことに追及されても、同じことを言います。

以上です。

#### ○政治倫理委員長（大石和央君）

鈴木千津子委員。

#### ○（鈴木千津子君）

吉田さん、すみません、座って聞いてください。

私は、この署名とか、こういったお話をしたとき、吉田さんが来たときにも言いました。良知議員をどうのこうのということではないんだよ。そうじゃなくて、本当にこうした内容と、どういうところがよくなかったのか、どういうところを改めなきゃいけないのか、そうしたことがきちんとこれを正したことによって、議会のやり方、今後のこれからの議会のために、新しい人が入ってくるでしょう、そしてこれからの議会の役員もかわられるでしょう、そうしたときに、これがこのまま許される状況になっていったら、市民のための議会にならない。そのためにも、きちんと正すだけであって、個人を責めるとかということは、私は一度も吉田さんに言っておりませんし、吉田さんからも、それをしてもらいたいというふうに私も聞いておりません。

この委員会のあり方は、先ほど委員長もおっしゃったように、個人を責めるための委員会では

絶対にありませんし、この議会、本当に牧之原市議会として市民に信頼される議会を取り戻すために、やはりどういったことを気をつけなければならないかということをしちんとやりましょうという、そういうことです。それだけは、ぜひ心にとめておいていただきたいと思います。

**○（吉田富士雄君）**

千津子さんの言うとおりで。わかっています。でも本当に、これがいい結果にというか、今後のことについては、本当に大事なことだと思っていますが、今のこの事態は、余りいい結果は出ないんじゃないかなって私は感じていますので、とにかく私は、一步引き下がらせていただきます。

以上です。

**○政治倫理委員長（大石和央君）**

平口委員。

**○（平口朋彦君）**

では、今までの話を私が総括するわけではありませんが、ここに述べられた理由というものは、この思いがあることはあるにせよ、感情的に嫌だ。だから、この理由は、もう整合性がとれていなくてもいいから、感情的に嫌だということでもいいですか。心情的に嫌だから、とにかく取り下げたいという結論でいいですか。

**○政治倫理委員長（大石和央君）**

吉田議員。

**○（吉田富士雄君）**

今、平口議員が追及されるようにというか、そういう白黒はっきりさせるような気持ちはありませんが、とにかく自分自身は一步引き下がらせていただきたいというのが自分の心情で、その請求をいたしました。

**○政治倫理委員長（大石和央君）**

ほかにはございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

そうしたら、吉田議員、下がってください。

では、いろいろと意見がされましたけれども、これは、ここで確認するほどではないんですけども、いずれにしても委員長権限で受理をしたということになりますので、吉田議員は取り下げたというふうに確認をお願いしたいというふうに思います。

平口委員。

**○（平口朋彦君）**

取り下げ受理が委員長権限であるのかどうかということは、ちょっと確認をしたいというものが、まず一つ。非常にイレギュラーな案件であるので、それが、委員長の裁量で取り下げを受理することが、法上、もしくは規則上妥当かどうかは、まず事務局にお聞きしたいというのが1点。

あともう一つ、今質疑応答を重ねてきました。理由に対して合理的な説明、追加説明がなされ

なかったと私は理解をします。であることから見て、この1から5までの理由というものは、今後の政治倫理委員会の協議の中で影響を及ぼさないということ、皆さんで認識の共有をしたいと思えます。

**○政治倫理委員長（大石和央君）**

まず1点目ですけれども、受理をしたということに関しては、先ほどのやりとり、質疑に關しまして、吉田議員が意志がかたいというふうに判断してましたので、再度ここで受理をするということを申し上げました。少し言葉足らずでありましたけれども、皆さんも、今、吉田議員の弁明といいますか発言に対して、取り下げたいという意思は確認できたというふうに思いましたので、そういう発言をさせていただきました。

2点目に関しましては、それは皆さんがどのように判断するかということでもありますので、私のほうから申し上げることはありません。

平口委員。

**○（平口朋彦君）**

私としましては、ここに吉田議員が理由として挙げられた事由は、この政治倫理委員会がこれから協議を進めていくに当たって、到底勘案すべき案件、要素にはならないと思えます。そのことは、これからこの政治倫理委員会全体が共通認識として持っていただきたいと思えます。提案です。

**○政治倫理委員長（大石和央君）**

皆さん、ご意見をお願いします。

平口委員。

**○（平口朋彦君）**

さりとて、委員皆さんが同様な思いというか、同様な考え方をもって、改めてこうだと思えずというふうなことをおっしゃられる分には、それを否定するものでもありません。当然、合理的な根拠に基づいた説明をしていただければと思えますし、ここにあることは、全てもうなしというわけではなくて、この委員会を進めていく中で同じような、類似な問題提起なり、そういうものはされてもしかるべきだと、私は全然思えます。

**○政治倫理委員長（大石和央君）**

植田委員。

**○（植田博巳君）**

当然、各個人の委員の考え方とものに対して、この倫理委員会の発言がされると思えますので、吉田議員の取り下げ内容と重複してもしなくても、特にこの吉田さんの考え方、趣旨ですから、これはこうであっても、個人の意見というのはたまたま重複しても、それは問題ないと思えますので、よろしくをお願いします。

**○政治倫理委員長（大石和央君）**

ここに書かれています5項目に関しては、吉田議員の個人の意見ということでもありますので、

それはもちろん確認はするということだというふうに思いますけど。これにかかわらず、この委員がこれに左右されないということだというふうに思いますので、今後もしいろいろと発言のほうをよろしくお願いをしたいというふうに思います。

中野委員。

**○（中野康子君）**

それこそ吉田議員に一言申し上げたいと思います。政治倫理委員会を開くということは、非常に重いことです。その辺をぜひ自覚をしていって、そして言葉の端々にもお気をつけいただきたいと思います。

**○政治倫理委員長（大石和央君）**

時間、1時間半ということになります。休憩を挟むか、それとも本日の会議を閉会するかということですが、次回もありますので、少なくとも今から暫時休憩としたいというふうに思っています。それはなぜかという、ちょっと言いかけましたけれども、次回もありますので、進めていきたいというふうに思いますので、事実認定だけは、この際きちと確認したいというふうに思っておりますので、35分まで暫時休憩をしたいというふうに思います。

今、用事があるということであるならば、畑総ですか。そうであるなら、ここで一旦閉じますけれども、いいですか。閉会でいいですか。

中野委員。

**○（中野康子君）**

申しわけないんですけど、午後2時から島田のほうで畑総の会合が、理事会が入っております。よろしいでしょうかしら。

**○政治倫理委員長（大石和央君）**

では、次回ということで。

そういう事情でありますので。

では、本日はこれで政治倫理委員会を閉会といたします。お疲れさまでした。

[午前 11時27分 閉会]